

永住帰国した中国残留邦人、樺太残留邦人の皆様へ

中国残留邦人等の方々の老後の生活の安定を図るため、

「新たな支援」

がスタートします。

厚生労働省社会・援護局
援護企画課中国孤児等対策室

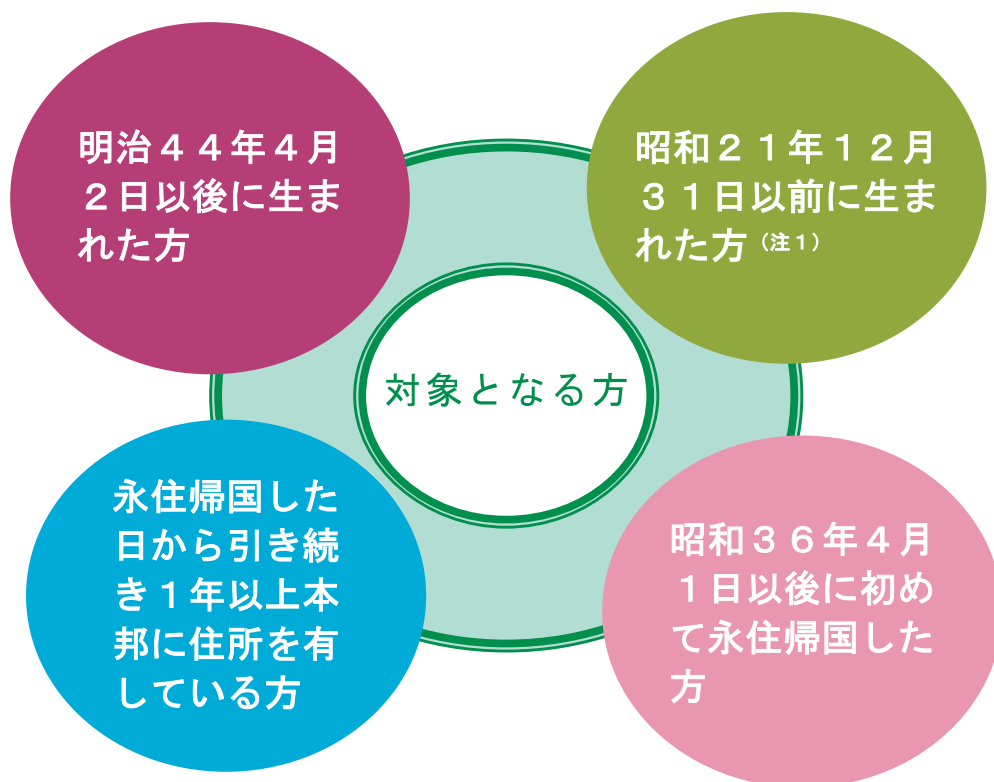
「老齡基礎年金の満額支給」のご案内

下記の要件に該当する中国残留邦人等の方々に対し、国が国民年金の保険料相当額の一時金を支給し、その中から未拠出分の保険料を国が中国残留邦人等の方々にとって追納して、満額の老齡基礎年金を受給できるようにします。

(既に保険料を拠出している場合は、その分は一時金として中国残留邦人等の方々に支払われます。)

次の要件のいずれにも該当する中国残留邦人等の方々を対象となります。

- ① 明治44年4月2日以後に生まれた方
- ② 昭和21年12月31日以前に生まれた方^(注1)
- ③ 永住帰国した日から引き続き1年以上本邦に住所を有している方
- ④ 昭和36年4月1日以後に初めて永住帰国した方



(注1) 昭和22年1月1日以後に生まれ、昭和21年12月31日以前に生まれた永住帰国した中国残留邦人等に準ずる事情のあるものとして、厚生労働大臣が認める60歳以上の方を含みます。



老齢基礎年金の満額支給のための一時金を受けるには、
厚生労働省に申請が必要です。

左記要件に該当する方は、申請書に所定の事項を記入し、必要な書類を添えて、厚生労働省中国孤児等対策室宛郵送して下さい。

申請書の受付は平成20年1月から開始いたします。

なお、受付期間は5年間となります。

◆◆申請書の郵送先◆◆

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2
厚生労働省社会・援護局援護企画課
中国孤児等対策室

◆◆受付開始◆◆

平成20年1月1日より

※受付期間は5年間となります。

- ◆ 申請が認められた現在年金受給中の方の老齢基礎年金額は、保険料が追納された月の翌月分から改定される予定です。
- ◆ 申請が認められた65歳前の方の老齢基礎年金は、原則65歳から支給開始となります。
- ◆ 既に繰上げ請求により65歳前から減額された老齢基礎年金を受給されている方は、希望により一定の調整を行った上で、繰上げによる減額がない満額支給にすることもできます。

平成20年1月1日現在において、

- ・ 帰国後1年経過している方は、平成20年1月1日から5年間。
- ・ 帰国後1年未満の方は、1年経過した日から5年間。

申請書は、
・ 都道府県、市区町村の援護担当課
・ 厚生労働省中国孤児等対策室
にあります。
(必要に応じ厚生労働省から郵送します。)